

Information

お知らせ

学校再編検討委員会が始まりました

少子化と施設の老朽化を念頭に、市内小中学校の適正な教育環境を整えることを目的とした学校再編計画を策定するにあたり、学識経験者、学校、地域、保護者の意見を伺う委員会が始まりました。第1回会議を9月27日に開催し、市の現状および今後の検討内容を説明しました。

次回からは学校規模、通学時間・範囲、学区、施設について考えていき、来年度には市民の皆さまにも考えていただく会を計画しています。

照会 教育総務課

☎0537②8733

税金を納めることはわたしたちの義務です

税金は教育、福祉、防災、道路や水道の整備・補修など、私たちが安心して健康に暮らせる環境づくりの重要な財源です。

税金の滞納は市の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すこととなり、納期限内に納税している大多数の人との公平性も欠くこ

とになります。このため11月から12月までの2カ月間を県下一斉の「滞納整理強化月間」として徴収強化に取り組みます。

◆税金の納め忘れはありませんか

市では、支払い能力があるのに納付がない滞納者に対して、財産の差し押さえなどの滞納処分を行ってまいります。

◆税金を滞納すると延滞金がかかります

税金を納期限内に納めなかった場合、完納するまでの間、年8.8割(令和3年の場合。ただし、納期限後1カ月は2.5割)の延滞金がかかります。

◆税金を納めなければ財産を差し押さえます

納期限内に税金が完納されなければ督促状を発送します。それでも納付や連絡がない場合は、催告書を送付すると同時に、預貯金や給料、不動産などの財産を調査し、財産が確認されれば差し押さえをします。差し押さえた財産は、取り立てや公売により換価(換金)し、滞納金などに充当します。

◆納税相談(税務課窓口)

期限内納付や滞納額の一括納付が困難な場合はご相談ください。※平日は8時15分〜17時まで(毎週火曜日は19時まで)

照会 税務課

☎0537⑤1114

スマートフォンで確定申告しませんか?

感染リスク軽減のため、スマートフォンで申告できるe-Taxをご利用ください。

マイナンバーカードを利用して送信

用意するものは次の2つ

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン

IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式の届出完了通知の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。



確定申告書の作成方法は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

照会 税務課

☎0537⑤1114

狂犬病予防注射を必ず打ちましょう!

狂犬病予防法に基づき、すべての飼い犬には登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。狂犬病ウイルスはすべての哺乳類に感染する恐れがあり、発症すればほぼ100%死亡してしまいます。飼い犬や飼い主、周囲の人を守るため、必ず飼い犬に狂犬病予防注射を接種させましょう。

狂犬病予防法では、飼い犬に狂犬病予防注射を毎年1回接種させることが定められています。これを違反した場合、20万円以下の罰金に処されます。

◆狂犬病予防法

昨年と同様、コロナウイルス感染拡大防止のため、接種の期限が12月末までに延長されています。飼い犬への狂犬病予防注射を済ませていない飼い主は、期限までに接種させましょう。

◆接種時期

注射を猶予する必要があると獣医師が認めた場合は、獣医師が発行した「狂犬病予防注射猶予証明書」をお持ちの上、照会先までお越しください。猶予期間は原則として単年度です。

◆飼い犬の病気が原因で接種できない場合

飼い犬が死亡している場合は、犬の死亡届出書の提出が必要で、愛犬手帳・犬の鑑札・狂犬病予防注射済票を持って、照会先にお越しください。

◆飼いが死亡している場合

照会 環境課

☎0537⑤1162